

寄附金控除(ふるさと納税など)を受けられる方へ

あなたが国や地方公共団体(ふるさと納税など)、特定公益増進法人などに対し、2,000円を超える寄附をした場合には、寄附金控除の適用を受けることができます。

I ふるさと納税ワンストップ特例について

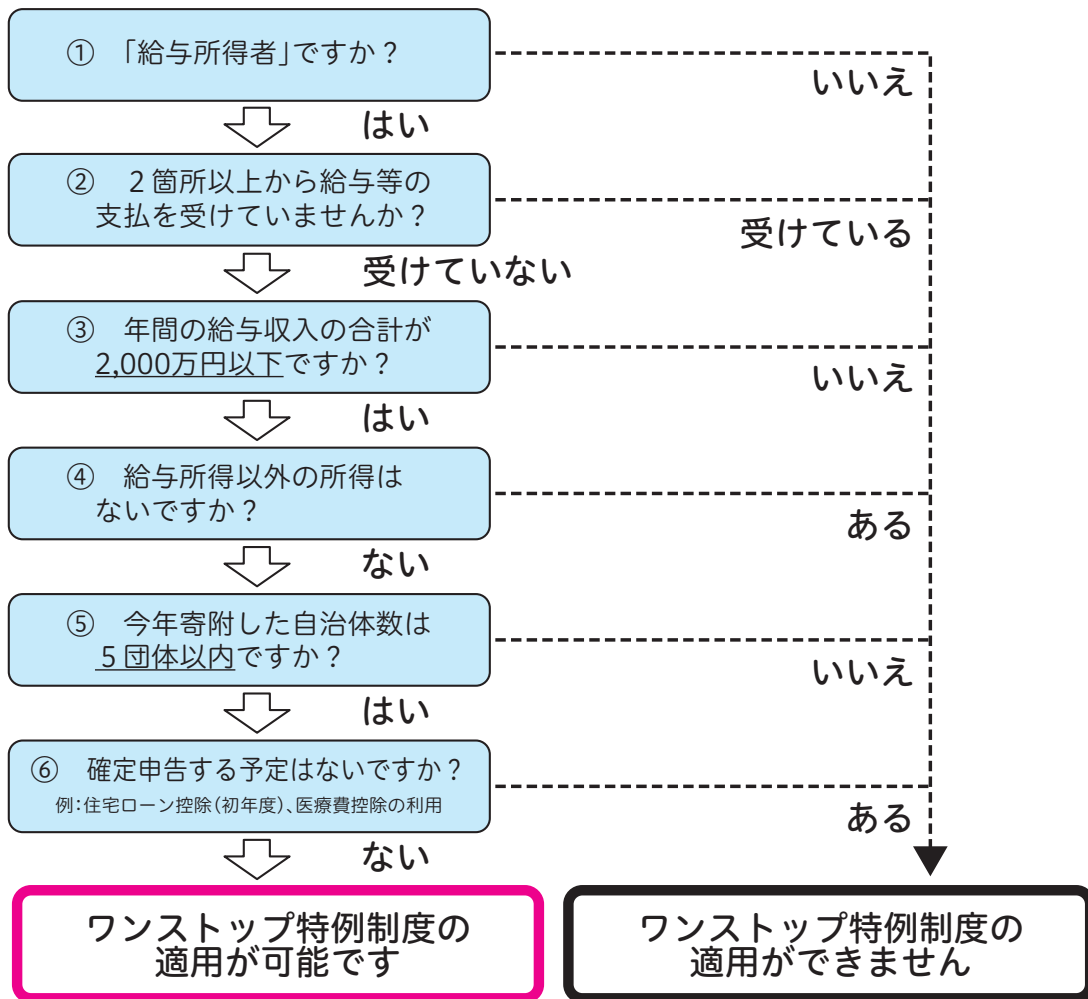
ふるさと納税先の自治体数が5団体以内で、各ふるさと納税先の自治体にふるさと納税ワンストップ特例の申請を行われた方は、原則として、所得税及び復興特別所得税(以下「所得税」といいます。)の確定申告は不要です(所得税の控除額も個人住民税から控除されます。)

ただし、下記の《ワンストップ特例の適用確認シート》で「ワンストップ特例制度の適用ができません」となった方は、所得税及び個人住民税において、寄附金控除の適用を受けるためには、確定申告をする必要があります。

※ ふるさと納税に係る総務大臣の指定がない地方公共団体に対する寄附金については、ふるさと納税の対象となりません(指定の有無については総務省のホームページをご確認ください。)

《ワンストップ特例の適用確認シート》

※ 年金所得者に係る確定申告不要制度に該当される方は、⑤から確認してください。



ふるさと納税の申告漏れにご注意ください!!

次の場合に該当する方は、ワンストップ特例の申請を行ったときであっても、ワンストップ特例の申請が無効となるため、その年のふるさと納税の全額について寄附金控除の計算に含めた上、所得税の確定申告を行う必要がありますのでご注意ください。

- ① 所得税の確定申告書を提出する場合(医療費控除の適用を受けるために、確定申告をする場合など)
- ② ふるさと納税先の自治体数が6団体以上となる場合

※ マイナポータルと連携することで、控除証明書等の必要書類のデータを一括取得し、確定申告書へ自動入力することが可能となります。

マイナポータル連携
特設ページはこちら



II 寄附金控除の対象となる寄附金について

- 1 国に対する寄附金
 - 2 地方公共団体に対する寄附金（ふるさと納税など）
 - 3 指定寄附金（※2（A））（※3）
 - 4 特定公益増進法人に対する寄附金
 - ① 独立行政法人（※2（A））（※3）
 - ② 一定の要件を満たす地方独立行政法人
 - ③ 自動車安全運転センター、日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団、日本赤十字社及び福島国際研究教育機構
 - ④ 公益社団法人・公益財団法人（※2（A））
 - ⑤ 私立学校法人で、学校、専修学校及び各種学校の設置を主たる目的とする法人（※2（A））
 - ⑥ 社会福祉法人（※2（A））
 - ⑦ 更生保護法人（※2（A））
 - 5 一定の要件を満たす特定公益信託に対し支出した金銭
 - 6 認定NPO法人等に対する寄附金（※2（B））
（注）都道府県知事・指定都市市長が認定したNPO法人等
（認定を受けていないNPO法人は寄附金控除の対象となりません。）
 - 7 政治活動に関する寄附金
 - ① 政党（支部を含みます。）、政治資金団体（※2（C））
 - ② 資金管理団体、その他の政治団体、一定の公職の候補者
 - 8 特定新規中小会社が発行した特定新規株式の取得に要した金額のうち一定の金額
- ※1 学校の入学に関してするもの、寄附をした人に特別の利益が及ぶと認められるもの及び政治資金規正法に違反するものなどは、控除の対象になりません。
- ※2 これらの寄附金のうち、一定の要件を満たすものについては、所得控除に代えて税額控除を選択することができます。控除の種類（A②B③C④の別）及び添付書類については、Ⅲをご覧ください。
- ※3 国立大学法人、公立大学法人及び一定の独立行政法人の行う修学支援事業等に充てられる寄附金については、税額控除の適用の対象となります。
- ※4 寄附金控除の対象となるかご不明な場合は、寄附先の団体等にご確認ください。

III 確定申告で寄附金控除を受けるための手続

寄附金控除の適用を受けるためには、所得税の確定申告書に次の書類を添付して、所轄税務署に提出する必要があります。

● 「所得控除」を適用する場合の添付書類

共通に必要な書類 (1~6)		寄附した団体などから交付を受けた寄附金の受領証(領収書) ※ 令和3年分以後の確定申告書を提出する場合、ふるさと納税であるときは、「寄附金の受領証」に代えて、特定事業者（該当事業者は国税庁ホームページをご確認ください。）の発行する年間寄附金額が記載された「寄附金控除に関する証明書」を添付することができます。 上記の添付書類に代えて、その書類に記載すべき事項を記録した電子証明書等に係る電磁的記録印刷書面（電子証明書等に記録された情報の内容と、その内容が記録された二次元コードが付された出力書面をいいます。）を添付することができます。
IIの寄附金の区分に応じて必要な書類	4②、⑤	特定公益増進法人である旨の証明書の写し
	5	特定公益信託である旨の認定書の写し
	7	選挙管理委員会等の確認印のある「寄附金（税額）控除のための書類」 ※ 確定申告書を提出するまでに、「寄附金（税額）控除のための書類」の交付が間に合わない場合は、その書類に代えて寄附金の受領証の写しを添付して確定申告をし、後日、その書類が交付され次第、速やかに税務署に提出します。

※ IIの8の寄附金について控除の適用を受ける場合は、一定の計算明細書や確認書等が必要になります。詳しくは、国税庁ホームページをご確認ください。

● 「税額控除」を適用する場合の添付書類

A公益社団法人等寄附金特別控除 (租税特別措置法第41条の18の3)	・公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書 ・一定の証明書等（寄附先の法人により異なります。）
B認定NPO法人等寄附金特別控除 (租税特別措置法第41条の18の2)	・認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書 ・認定NPO法人等から交付された一定の事項を証する書類
C政党等寄附金特別控除 (租税特別措置法第41条の18)	・政党等寄附金特別控除額の計算明細書 ・選挙管理委員会等の確認印のある「寄附金（税額）控除のための書類」

※ 税額控除を適用する場合の、各種「計算明細書」及び添付書類についての詳細は、国税庁ホームページをご確認ください。

「所得控除」又は「税額控除」のいずれかを選択し適用した場合には、その後の修正申告や更正の請求において、選択を変更することはできませんので、ご注意ください。なお、いずれの控除を受けることが有利であるかは、あなたの所得金額や寄附金の額などにより異なります。